

塩尻市芸術文化振興協会会則

(名称)

第1条 本会は、塩尻市芸術文化振興協会と称する。

(目的)

第2条 本会は、塩尻市に関わりを持ち、芸術文化活動をしている個人及び団体で構成し、市民芸術文化事業の振興と会員相互の親睦と交流を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市の主催する市民芸術文化事業
- (2) 本会が独自で企画する市民芸術文化事業
- (3) その他前条の目的を達成するための事業

(会員)

第4条 本会の会員とは、塩尻市に関わりを持ち芸術文化活動をする個人及び団体とする。

2 前項の会員の区分を次のように定める。

- (1) 一般会員
- (2) 特別会員
- (3) 登録会員

3 本会の会員の要件及び前項の会員区分は、別表1「塩尻市芸術文化振興協会会員要件・区分規定」のとおりとする。

4 本会の会員となる場合は、様式第1号「塩尻市芸術文化振興協会加入申請書」及び様式第4号「塩尻市芸術文化振興協会登録団体構成者報告書」を本会に提出しなければならない。

5 都合により本会を脱会する場合は、速やかに様式第2号「塩尻市芸術文化振興協会脱会届」を本会に提出しなければならない。

6 加入申請内容が変更になった場合は、速やかに様式第3号「塩尻市芸術文化振興協会加入申請内容変更届」を本会に提出しなければならない。

7 前条の事業への参加対象会員は、一般会員とする。ただし、各事業の実行委員会で必要と認めた場合は、この限りではない。

8 前項の参加対象会員は、前年度末現在の会員とする。ただし、各事業の実行委員会で必要と認めた場合は、この限りではない。

(組織)

第5条 本会に、舞台発表の部及び展示発表の部を置く。

2 前項の舞台発表の部に次の部門を置く。

- (1) 洋楽部門
- (2) 邦楽部門
- (3) 洋楽舞踊部門
- (4) 日本舞踊部門
- (5) 演劇部門
- (6) 舞台その他部門

3 第1項の展示発表の部に次の部門を置く。

- (1) 書道部門
- (2) 絵画部門

- (3) 工芸部門
- (4) 文芸部門
- (5) 園芸部門
- (6) 映像部門
- (7) 華道部門
- (8) 茶道部門
- (9) 展示その他部門

4 部門に該当する芸術文化の種別は、別表2「塩尻市芸術文化振興協会部門該当種別」のとおりとする。

5 部門には、部会を置くことができる。

6 部会の設置は、部門内で検討のうえ、役員会で決定する。ただし、部会は必要最小限の範囲のものとする。

7 部門、部会の設置、廃止及び変更が必要な場合は、役員会で協議のうえ決定する。

8 本会の事務局は、生涯学習部社会教育スポーツ課社会教育係に置く。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長（兼部長） 1名
- (2) 副会長（兼部長） 1名
- (3) 会計 2名
- (4) 監事 2名
- (5) 部長 各部1名
- (6) 副部長 各部1名
- (7) 部門責任者 各部門1名
- (8) 部門副責任者 各部門1名
- (9) 部会責任者 各部会1名
- (10) 部会副責任者 各部会1名

(役員を選出)

第7条 前条の役員は、次のとおり選出する。

- (1) 会長及び副会長は、役員会において部長及び副部長から互選する。
- (2) 部長及び副部長は、役員会において部門責任者及び部門副責任者から互選する。
- (3) 会計及び監事は、役員会において部門責任者及び部門副責任者から互選する。
- (4) 部門責任者及び部門副責任者はその部門内から選出する。
- (5) 部会責任者及び部会副責任者は、その部会内から選出する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第9条 役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総括し、この会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。
- (3) 会計は、会の会計を担当する。
- (4) 監事は、会計及び財務を監査する。
- (5) 部長は、部内を総括し、部の運営及び連絡調整をする。

- (6) 部門責任者は、部門を総括し、部門の運営及び連絡調整をする。
 - (7) 部門副責任者は、部門責任者を補佐し、部門責任者に事故あるときは代行する。
 - (8) 部会責任者は、部会を総括し、部会の運営及び連絡調整をする。
 - (9) 部会副責任者は、部会責任者を補佐し、部会責任者に事故あるときは代行する。
- (会議)

第10条 役員会は、第6条の役員をもって構成し、必要に応じ会長が招集し、この会の運営に関する事項を協議決定する。

- (1) 会則の変更
- (2) 役員を選出
- (3) 事業計画の決定
- (4) 予算決算の承認
- (5) その他必要な事項

2 部門会議は、必要に応じて、部門責任者が部会長外関係者を招集し、その部門に該当する事項等について協議決定する。

3 部会会議は、必要に応じて、部会責任者が招集し、その部会に該当する事項等について協議決定する。

(実行委員会)

第11条 第3条に規定する事業は、各部長が該当する部門関係者等を招集し、実行委員会を組織し、協議検討のうえ実施する。

2 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 実行委員長 1名
- (2) 副実行委員長 1名
- (3) 会計 1名

3 前項の役員は、実行委員から互選する。

(運営費)

第12条 本会の運営費は、補助金、寄付金、負担金その他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第13条 事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(慶弔)

第14条 役員本人が死亡した場合は、弔電を送るものとする。

附 則

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

この会則は、平成20年4月10日改訂施行する。

この会則は、平成21年4月9日改訂施行する。

この会則は、平成22年4月6日改訂施行する。

この会則は、平成27年4月1日改訂施行する。

この会則は、平成28年4月1日改訂施行する。

この会則は、平成30年4月1日改定施行する。

この会則は、平成31年4月1日改定施行する。

この会則は、令和3年4月1日改定施行する。

別表1 塩尻市芸術文化振興協会会員要件・区分規定

塩尻市文化振興協会会則第4条第2項に規定する会員の要件及び区分規定は次のとおりとする。

1 会員要件	
塩尻市芸術文化振興協会の会員は、次のいずれかの要件を満たす個人、団体とする。	
(1) 塩尻市に在住する者 (2) 塩尻市の出身者 (3) 塩尻市内に就学する者 (4) 塩尻市内に就業する者 (5) 塩尻市と特別の関わりを持つ者	
2 会員区分	
塩尻市芸術文化振興協会の会員区分は次のとおりとする。	
(1) 一般会員	アマチュアとして芸術文化活動をしている個人及び団体等で、塩尻市芸術文化振興協会の組織運営に関わる会員
(2) 特別会員	プロ（教室の講師等を含む）として芸術文化活動をしている個人及び団体等で、塩尻市芸術文化振興協会の組織運営に関わらない会員
(3) 登録会員	アマチュアとして芸術文化活動をしている個人及び団体等で、塩尻市芸術文化振興協会の組織運営に関わらない情報提供のみの会員
※特別会員が一般会員の団体に所属し、その団体に活動する場合に限り、その会員は、一般会員と同様とみなすものとする。	

別表2 塩尻市芸術文化振興協会部門該当種別

塩尻市文化振興協会会則第5条第4項に規定する部門に該当する芸術文化の種別は、次のとおりとする。

舞台発表の部	
洋楽部門	声楽・コーラス、ジャズ・ロック・ポップス・フォーク・カン トリー等のバンド、管弦楽器・打楽器奏者及びそれらで構成する 楽団等
邦楽部門	詩吟、民謡、歌謡、三味線・太鼓・尺八・琴・笛・大正琴等
洋楽舞踊部門	クラシックバレエ、ジャズダンス等
日本舞踊部門	日本舞踊
演劇部門	演劇
舞台その他部門	上記舞台発表の部門に該当しないもの
展示発表の部	
書道部門	書道
絵画部門	洋画、日本画、水墨画、版画、拓本等
工芸部門	彫刻、陶芸、漆芸、その他手工芸等
文芸部門	短歌、俳句、文学、詩等
園芸部門	菊、さつき、山野草、盆栽等
映像部門	写真、ビデオ等
華道部門	華道
茶道部門	茶道
展示その他部門	上記展示発表の部門に該当しないもの